

○上越市市民投票条例施行規則

平成21年3月27日

規則第11号

改正 平成22年9月13日規則第30号

平成23年7月25日規則第42号

平成24年7月6日規則第34号

平成28年3月23日規則第18号

平成29年3月24日規則第18号

令和3年10月5日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市市民投票条例（平成21年上越市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民投票請求書等)

第2条 条例第5条第1項の規定による請求は、上越市市民投票請求書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第5条第1項の規定による申請は、上越市市民投票請求代表者証明書交付申請書（第2号様式）により行うものとする。

3 条例第5条第1項の代表者証明書は、上越市市民投票請求代表者証明書（第3号様式）とする。

4 条例第5条第2項の規定による却下の通知は、上越市市民投票請求等却下通知書（第4号様式）により行うものとする。

(投票資格者名簿の調製等)

第3条 選挙管理委員会は、条例第7条第1項に規定する投票資格者名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月並びに市民投票を実施する場合に、投票資格者名簿の登録を行うものとする。この場合において、投票資格者名簿の登録の日その他投票資格者名簿の登録に関し必要な事項については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録の例による。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者が条例第3条第2項各号のいず

れかに該当し、市民投票の投票権を有しなくなったこと又は本市の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。

(登録の抹消)

第4条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにこの者を投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第5号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したことを知ったとき。
- (2) 条例第3条第1項第3号に該当しなくなったことを知ったとき。
- (3) 前条第3項の表示をされた者が本市の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過するに至ったとき。
- (4) 公職選挙法第30条の6第2項の規定による同法第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (5) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(投票資格者名簿の閲覧)

第5条 選挙管理委員会は、条例第8条第5項の規定による告示の日から投票日後5日に当たる日までの間を除き、投票資格者名簿の抄本を閲覧させなければならない。

(投票の方法)

第6条 市民投票の投票を行う者（以下「投票人」という。）は、市民投票に付された事項に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に○の記号を記載しなければならない。

(不在者投票)

第7条 投票人は、公職選挙法第49条第1項、第2項又は第3項に規定する者に該当する場合は、不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第8条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (5) 白紙投票

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(施行のために必要な準備)

- 2 この規則の規定による永住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請その他の投票資格者名簿の調製に関する手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(投票資格者名簿の調製の特例)

- 3 第3条の規定にかかわらず、選挙管理委員会は、この規則の施行の日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録するものとする。

附 則 (平成22年規則第30号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第42号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成28年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2及び3 略

附 則 (平成29年規則第18号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成28年法律第94号)の施行の日

(施行の日=平成29年6月1日)

(2) 第4条中「第4号の場合に該当する」を「第5号に該当するに至った」に改める改正規定及び同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に1号を加える改正規定 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

附 則（令和3年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

上越市市民投票請求書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所  
氏名

次のとおり市民投票の実施を請求します。

市民投票に付そうと する 事 項	の賛否を問う市民投票
請 求 の 趣 旨	

第2号様式(第2条関係)

上越市市民投票請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所  
氏名

次の者が市民投票を請求する代表者であることの証明書の交付を申請します。

フリガナ氏名	
住所	
性別	
生年月日	年 月 日

第3号様式(第2条関係)

上越市市民投票請求代表者証明書

市民投票に付そうとする事項	の賛否を問う市民投票	
市民投票請求代表者	氏名	
	住所	
年月日現在の投票資格者の総数の50分の1の数	人	
年月日現在の投票資格者の総数の4分の1の数	人	

上記の者が市民投票請求代表者であることを証明する。

年 月 日

上越市長



第4号様式(第2条関係)

上越市市民投票請求等却下通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長



年 月 日付けで請求等のあった市民投票の実施について、次の理由により請求等を却下したので通知します。

却下理由

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)